

## 本校職員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

1. 処分年月日 令和3年11月11日

2. 被処分者 職員（30歳代・女性）

3. 処分の内容 停職6月

4. 処分理由の概要

被処分者は、ハラスメントに該当する行為を行い、職場の秩序を著しく乱し、また、本校の信用を著しく傷つけるおそれのある行為を行った。

5. 校長コメント

本校の職員が、このような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校では、全ての教職員に対し法令遵守意識の更なる向上を図ることを目的とした教職員の教育・研修等を実施するとともに、本校の信用回復に努めて参る所存です。

独立行政法人国立高等専門学校機構

豊田工業高等専門学校長

田 川 智 彦